

行田市社会福祉協議会が 優良活動団体として表彰

このたび、11月5日に開催された全国社会福祉大会において、行田市社会福祉協議会が平成22年度優良活動団体として表彰されました。

これは、同協議会が、高齢者などを対象に地域福祉推進事業の一環として取り組んでいる「いきいき・元氣サポート組」や「いきいきサロン」、「ふれあい見守り活動」など、民生児童委員や自治会を中心とした住民による積極的な支え合い活動が認められたものです。

▼問い合わせ 同協議会 ☎557-1540

障害者控除対象者認定書を を発行します

所得税および住民税の障害者控除を受けるためには、身体障害、精神障害、知的障害などにより各手帳の交付を受けていることが原則ですが、これらの手帳の交付を受けていなくても、申請に基づいて市が発行する「障害者控除対象者認定書」により控除を受けることができます。

▼対象 次のいずれかの状態であると確認できた方

- 65歳以上で、身体障害者および知的障害者などに準ずる状態
- 6カ月以上ねたきりで、食事、排泄などの日常生活に支障のある状態

▼問い合わせ 高齢者福祉課介護認定担当（内線2669）または福祉課障害福祉担当（内線2665）

火災に遭われた方へ 貸家などの家賃を補助します

本市では、火災により被害を受け緊急に住宅を必要とする方（世帯主）へ、民間賃貸住宅をあっせんするとともに、家賃の一部を補助しています。

- ▼対象
- ・火災の原因がその世帯に属する方の故意によるものでないこと
 - ・火災発生時に市内に住所を有していること
 - ・生活保護を受けていないこと

・その世帯に属する方全員が市税を滞納していないこと

▼補助限度額 月額4万1千500円（敷金および礼金などを除く）

※ただし、月の途中で賃貸借契約を締結および解約し、家賃額が日割り計算された場合は、その額と補助限度額を同じ日数で日割り計算した額のいずれか低い額とします。

- ▼補助金交付期間 賃貸借契約を締結した日から起算して3カ月以内
- ▼その他 申し込みの提出書類など詳細については、市ホームページをご覧ください。
- ▼問い合わせ 建築課住宅管理担当（内線3338）

認知症サポーター養成講座の 受講者を募集します

「認知症サポーター」は、認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を見守り支援する応援者です（認知症の方の介護などに従事してもらうわけではありません）。

この応援者をひとりでも増やし、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目的とした認知症サポーター養成講座を開催します。次の日程で都合の良い日に受講してください。

日時	場所	担当 包括
平成23年1月20日(木) 午後1時30分	星宮公民館	地域包括支援センターまきば園
平成23年2月1日(火) 午後2時	太井公民館	地域包括支援センター壮幸会

※受け付けは開始時間の30分前から、受講時間は約1時間30分

▶対象 認知症や高齢者の介護に関心のある方
▶申し込み 高齢者福祉課、各地域包括支援センターおよび各講座開催場所にある申込用紙に必要事項を記入のうえ、開催日の1週間前までに申し込みください。

▶問い合わせ 高齢者福祉課高齢福祉担当（内線278）
地域包括支援センターまきば園
☎550-1777
地域包括支援センター壮幸会
☎552-1123

社会保険料（国民年金保険料） 控除証明書は大切に保管を

1月1日～12月31日に納付した国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、1月1日～9月30日の間に国民年金保険料を納付した方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が10月下旬から11月上旬に日本年金機構から送付されていますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収書）を添付してください。また、10月1日～12月31日の間に国民年金保険料を納付した方については、平成23年1月下旬に送付されます。なお、家族の国民年金保険料を納付した場合は、本人の社会保険料控除に加えることができますので、家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告をしてください。

▶問い合わせ 熊谷年金事務所 ☎522-5158